

### 3-3 環境関連法令

環境関連の法令や指定の状況は、表3-3.1、2に示すとおりである。

対象事業実施区域及び計画施設については、「環境基本法」、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「騒音規制法」、「水質汚濁防止法」、「鳥取県公害防止条例」及び「鳥取市景観形成条例」が該当する。

表 3-3.1 環境基準及び公害防止に係る地域の指定の状況

法律、条例等		計画施設に係る内容	適用の有無
大気汚染	環境基本法	・対象事業実施区域及びその周辺は環境基準の適用を受ける。	○
	大気汚染防止法	・計画施設は、本法の特定施設（廃棄物焼却施設）に該当するため、当該基準の適用を受ける。	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	・計画施設は、本法の特定施設に該当するため、基準の適用を受ける。	○
騒音	環境基本法	・対象事業実施区域及びその周辺は、環境基準の適用を受けていない。	—
	騒音規制法	・騒音規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業に係る騒音の第4種区域に指定され、当該基準の適用を受ける。	○
	深夜騒音規制	・対象事業実施区域は第4種区域の規制（65デシベル）の適用を受ける。	○
振動	振動規制法	・対象事業実施区域及びその周辺は、基準の適用となる地域指定を受けていない。	—
悪臭	悪臭防止法	・対象事業実施区域及びその周辺は、基準の適用となる地域指定を受けていない。	—
水質汚濁	環境基本法	・対象事業実施区域周辺の公共用水域では、千代川がAA類型の指定を受けている。	—
	水質汚濁防止法	・計画施設は、本法の特定施設に該当するため、公共用水域に放流する場合は、放流水基準の適用を受ける。	○ <sup>注)</sup>
	ダイオキシン類対策特別措置法	・計画施設は、本法の特定施設に該当するため、公共用水域に放流する場合は、放流水基準の適用を受ける。	○ <sup>注)</sup>
	上乗せ排水基準（鳥取県条例）	・対象事業実施区域が属する千代川水系は、上乗せ排水基準の適用を受けていない。	—
土壌	環境基本法	・対象事業実施区域及びその周辺の土壌は、環境基準の適用を受ける。	○

注) 計画施設では、公共用水域に処理水を放流しない計画である。

表 3-3.2 自然環境、その他環境に係る地域指定状況

法律、条例等	計画施設に係る内容	適用の有無
自然公園法	・対象事業実施区域及びその周辺は、本法の自然公園には含まれていない。	—
自然環境保全法	・対象事業実施区域及びその周辺は、本法の対象地域には含まれていない。	—
史跡、名勝、天然記念物	・対象事業実施区域及びその周辺には、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものはないが、区域内の一部で埋蔵文化財（土器等）が発掘されている。	○
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	・対象事業実施区域及びその周辺は、本法に定める保護区域に該当していない。	—
鳥取市景観形成条例	・対象事業実施区域及びその周辺は、本条例における通常の景観計画区域に該当する。	○
防災関連	・対象事業実施区域及びその周辺は、土砂災害危険箇所や浸水想定区域などの災害に関する指定を受けていない。	—

### 3-3-1 環境基準及び公害防止に係る地域の指定の状況

#### 1. 大気質

##### (1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表 3-3.3 に、有害大気汚染物質に係る環境基準は表 3-3.4 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3-3.5 に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準は表 3-3.6 に示すとおりである。

表 3-3.3 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	—
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-3.4 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
水銀	年平均値 0.04 μgHg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) 水銀は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月）において示された指針値である。

表 3-3.5 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-3.6 ダイオキシン類に係る環境基準 (大気)

物質	基準値	備考
ダイオキシン類	年間平均値が $0.6 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 廃棄物焼却施設に係る排ガス規制基準

対象事業の計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設 (廃棄物焼却炉) 及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設 (廃棄物焼却炉) に該当する。

なお、鳥取県においては、「鳥取県公害防止条例」で粉じん関係特定施設を定め、構造並びに使用及び管理に関する基準を定めているが、計画施設はこれに該当しない。

ア. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K 値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口 (煙突) の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。K 値は、地域ごとに定められている値であり、鳥取県の排出基準は表 3-3.7 に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 ( $\text{m}^3/\text{時}$ )

K : 地域ごとに定められた定数

$H_e$  : 補正された排出口の高さ (m)

表 3-3.7 廃棄物焼却炉に係る硫黄酸化物の排出基準

区域	排出基準 (K 値)
鳥取県内全域	17.5

イ. 窒素酸化物

「大気汚染防止法」では窒素酸化物について、施設の種類、規模、設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3-3.8 に示すとおりである。

計画施設は、排出ガス量 4 万 m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時未満、昭和 54 年 8 月 10 日以降に設置された施設の基準が適用される。

表 3-3.8 廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準

施設の種類	規模 排出ガス量 (万 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	排出基準 (ppm)		
		S 52. 6. 17 以前に設置	S 52. 6. 18～ S 54. 8. 9に設置	S 54. 8. 10 以降に設置
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上	300	250	
	4 未満	300		250

ウ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、塩化水素について、廃棄物焼却炉に係る排出基準が表 3-3.9 に示すとおり定められている。

表 3-3.9 廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
廃棄物焼却炉	700

エ ばいじん

「大気汚染防止法」では、ばいじんについて、施設の種類、焼却能力、設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は表 3-3.10 に示すとおりである。

計画施設は、焼却能力 4 t/時以上、平成 10 年 7 月 1 日以降に設置された施設の基準が適用される。

表 3-3.10 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準

施設の種類	規模 焼却能力 (t/時)	一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )		
		H10. 6. 30 以前に設置	H10. 7. 1 以降に設置	0n (%)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.08	0.04	12
	2 以上 4 未満	0.15	0.08	12
	2 未満	0.25	0.15	12

オ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3-3.11 に示すとおり定められている。

対象事業は、施設規模 4 t /時以上の新設施設の基準が適用される。

表 3-3.11 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

施設規模 (焼却能力 <sup>注)</sup> )	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )		On (%)
	既設施設	新設施設	
4 t /時以上	1	0.1	12
2 t /時以上～4 t /時未満	5	1	
火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上又は 焼却能力 0.2 t /時以上 2 t /時未満	10	5	

注) 火床面積 0.5 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が 50 kg /時以上について適用される。

カ 水銀

大気汚染防止法の改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より、廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準が表 3-3.11' に示すとおり定められている。

表 3-3.11' 廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準

施設規模 (焼却能力)	排出基準 (μg/m <sup>3</sup> )	
	既設施設 <sup>注)</sup>	新設施設
火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上若しくは 焼却能力 200 kg /時以上	50	30

注) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行日 (平成 30 年 4 月 1 日) において設置されている施設 (設置の工事が着工されているものを含む。) を指す。

## 2. 騒音

### (1) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-3.12(1)～(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は用途地域の指定が行われていないことから、騒音に係る環境基準の地域類型の指定はなされていない。

表 3-3.12(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		6 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B		55 デシベル以下	45 デシベル以下
C		60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 事業実施区域及びその周辺における地域の類型の指定状況は下記のとおりである。

- AA : 該当する地域はない。
- A : 鳥取市の区域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- B : 鳥取市の区域のうち、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
- C : 鳥取市の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-3.12(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	時間の区分	昼 間	夜 間
		6 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 1) 車線とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

表 3-3.12(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
6 時～22 時	22 時～翌日の 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
[備 考] 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注) 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。（騒音に係る環境基準の改正について 平成 10 年 9 月 30 日 環大企 257 号）

2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル

2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

(2) 特定工場等に係る規制基準

「騒音規制法」及び「鳥取県公害防止条例」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は、表3-3.13に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定が行われていないものの、騒音規制法に基づく規制地域として平成26年3月27日に第4種区域に指定されたことから、第4種区域の基準が適用される。

表3-3.13 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域	地域の区分	昼間 8時～19時	朝 6時～8時 夕 19時～22時	夜間 22時～翌日の6時
第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種	工業地域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

注) 規制値は、特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

(3) 特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴う騒音の規制基準は、表3-3.14に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定が行われていないものの、騒音規制法に基づく規制地域として平成26年3月27日に第4種区域に指定されたことから、第2号区域の基準が適用される。

表3-3.14 特定建設作業の規制基準

規制の 種別	基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業 日数	作業 禁止日
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域		
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機	85 デシベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間 以内	日曜日 その他 の休日
びょう打機							
さく岩機							
空気圧縮機							
コンクリートプラント又は アスファルトプラント							
土木機械 (ブルドーザー、バックホウ、 トラクターショベル)							

注) 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺約80m以内の区域  
第2号区域：工業地域のうち、第1号区域に含まれる区域以外

(4) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-3.15 に示すとおりである。

表 3-3.15 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～翌日の6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

注1) 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注2) a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域  
b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域  
c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(5) 深夜騒音の規制

「鳥取県公害防止条例」に基づく工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜（22時～翌朝6時）の騒音に係る規制基準は、表 3-3.16 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、騒音規制法に基づく規制地域として平成26年3月27日に第4種区域に指定されたことから、第4種区域の基準が適用される。

表 3-3.16 深夜騒音の規制基準

区域の区分	基準値
騒音規制法に基づく第3種区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）	50 デシベル
騒音規制法に基づく第4種区域（工業地域）	65 デシベル
上記の区域以外の区域	45 デシベル



### 3. 振動

#### (1) 特定工場等に係る規制基準

「振動規制法」及び「鳥取県公害防止条例」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は、表3-3.17に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定が行われていないことから、振動に係る区域指定はなされていない。

表3-3.17 特定工場等に係る振動の規制基準

区域	地域の区分	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌日の8時
第1種	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60デシベル	55デシベル
第2種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65デシベル	60デシベル

#### (2) 特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴う振動の規制基準は、表3-3.18に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定が行われていないことから、振動に係る区域指定はなされていない。

表3-3.18 特定建設作業の規制基準

規制の種別	基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数	作業禁止日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機、くい抜機 又はくい打くい抜機	75 デシベル	午後7時から 翌日 午前7時	午後10時から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間 以内	日曜日 その他の 休日
鉄球を使用する破壊作業							
舗装版破碎機 ブレーカー							

注) 第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺約80m以内の区域  
第2号区域：工業地域のうち、第1号区域に含まれる区域以外

(3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-3.19 に示すとおりである。

表 3-3.19 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼 間 8時～19時	夜 間 19時～翌日の8時
第1種	65デシベル	60デシベル
第2種	70デシベル	65デシベル

注) 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、  
第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域  
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

#### 4. 悪臭

「悪臭防止法」では、生活環境を保全する必要がある地域を規制地域として指定し、指定した地域内の工場・事業場から排出される悪臭を規制の対象としている。

鳥取市では、特定悪臭物質濃度により規制されており、規制基準は表 3-3.20(1)に示すとおりである。また、平成 24 年 10 月 1 日より、賀露町内の一部（国道 9 号以北、湖山川以西）において臭気指数による規制に変更がなされている（表 3-3.20(2)参照）。

なお、対象事業実施区域は、特定悪臭物質濃度及び悪臭指数に係る規制地域に指定されていない。

表 3-3.20(1) 悪臭規制基準（特定悪臭物質）

単位：ppm

項目	基準値		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
二硫化メチル	0.009		
アセトアルデヒド	0.05		
スチレン	0.4		
プロピオン酸	0.03		
ノルマル酪酸	0.001		
ノルマル吉草酸	0.0009		
イソ吉草酸	0.001		
プロピオンアルデヒド	0.05		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
イソブチルアルデヒド	0.02		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009		
イソバレルアルデヒド	0.003		
イソブタノール	0.9		
酢酸エチル	3		
メチルイソブチルケトン	1		
トルエン	10		
キシレン	1		

表 3-3.20(2) 悪臭規制基準（臭気指数）〔賀露町内の一部〕

項目	A区域	C区域
臭気指数	15	18

## 5. 水質

### (1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は、表 3-3.21 に示すとおりである。また、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、河川、湖沼、海域といった水域別に環境基準が設定されており、河川に係る環境基準は表 3-3.22(1)、(2)に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周辺の河川における、環境基準に係る類型指定状況は、千代川上流（有富川との合流点から上流）が河川 AA 類型に指定されている。

表 3-3.21 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定結果が、昭和 46 年環境庁告示第 59 号別表第 1 に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、日本工業規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-3. 22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	利用目的の 適用性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/ℓ 以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

注3) 「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3-3. 22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	水生生物の生息状況の適用性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 3-3.23 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

媒体	基準値	備考
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	

注) 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

(2) 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準

一般廃棄物の焼却施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当し、排水がある場合には特定事業場となり有害物質の排水基準が、また、特定事業場からの排水が 50m<sup>3</sup>/日を超える場合は生活環境項目の排水基準が適用される。有害物質及び生活環境項目の排水基準は、表 3-3.24(1)、(2)に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類の排水基準は表 3-3.26 に示すとおりである。

表 3-3.24(1) 排水基準（健康項目）

No	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l
2	シアン化合物	1 mg/l
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1 mg/l
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/l
5	六価クロム化合物	0.5 mg/l
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/l
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/l
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
12	ジクロロメタン	0.2 mg/l
13	四塩化炭素	0.02 mg/l
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
20	チウラム	0.06 mg/l
21	シマジン	0.03 mg/l
22	チオベンカルブ	0.2 mg/l
23	ベンゼン	0.1 mg/l
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/l
25	ほう素及びその化合物	海域以外10 mg/l 海域230 mg/l
26	ふっ素及びその化合物	海域以外8 mg/l 海域15 mg/l
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l

備考 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-3.24(2) 排水基準（生活環境項目）

No	項目	許容限度	
1	水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下	
2	生物化学的酸素要求量	160 mg/ℓ（日間平均120 mg/ℓ）	
3	化学的酸素要求量	160 mg/ℓ（日間平均120 mg/ℓ）	
4	浮遊物質	200 mg/ℓ（日間平均150 mg/ℓ）	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/ℓ
		動植物油脂類	30 mg/ℓ
6	フェノール類含有量	5 mg/ℓ	
7	銅含有量	3 mg/ℓ	
8	亜鉛含有量	2 mg/ℓ	
9	溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ	
10	溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ	
11	クロム含有量	2 mg/ℓ	
12	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>	
13	窒素含有量	120 mg/ℓ（日間平均60 mg/ℓ）	
14	磷含有量	16 mg/ℓ（日間平均8 mg/ℓ）	

備考1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

備考2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

備考3) 窒素含有量、磷含有量についての排水基準は、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、および海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

表 3-3.25 排水基準（ダイオキシン類）

特定施設種類	排出基準（pg-TEQ/ℓ）
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/時以上）に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

## 6. 地下水

### (1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準

「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-3.26 に示すとおりである。

なお、ダイオキシン類については、表 3-3.23 に示したダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）が適用される。

表 3-3.26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、日本工業規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注5) 「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」は、平成29年4月1日より「塩化ビニルモノマー」から項目名が変更された（環境省告示第31号 平成28年3月29日）。



## 7. 土壌

### (1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-3.27 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準は、表 3-3.28 に示すとおりである。

表 3-3.27 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
1,4,-ジオキサン	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が平成 3 年環境庁告示第 46 号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 3-3.28 ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

媒体	基準値	備考
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## 3-3-2 自然環境の保全に係る地域の状況

### 1. 自然公園法

「自然公園法」は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り国民の保健等に資することを目的に制定されたもので、自然公園として、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園を定義している。

国立公園は、環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聞き区域を指定する。国定公園は、環境大臣が関係都道府県の申出により審議会の意見を聞き指定する。都道府県自然公園は、条例の定めるところにより都道府県が定める。

鳥取県には、国立公園 2 地域（山陰海岸国立公園、大山隠岐国立公園）、国定公園 2 地域（氷ノ山後山那須山国定公園と比婆道後帝釈国定公園）、県立自然公園 3 地域（西因幡県立自然公園、三朝東郷湖県立自然公園、奥日野県立自然公園）がある。対象事業実施区域周辺の指定状況は、図 3-3.1 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、いずれの自然公園にも含まれていない。

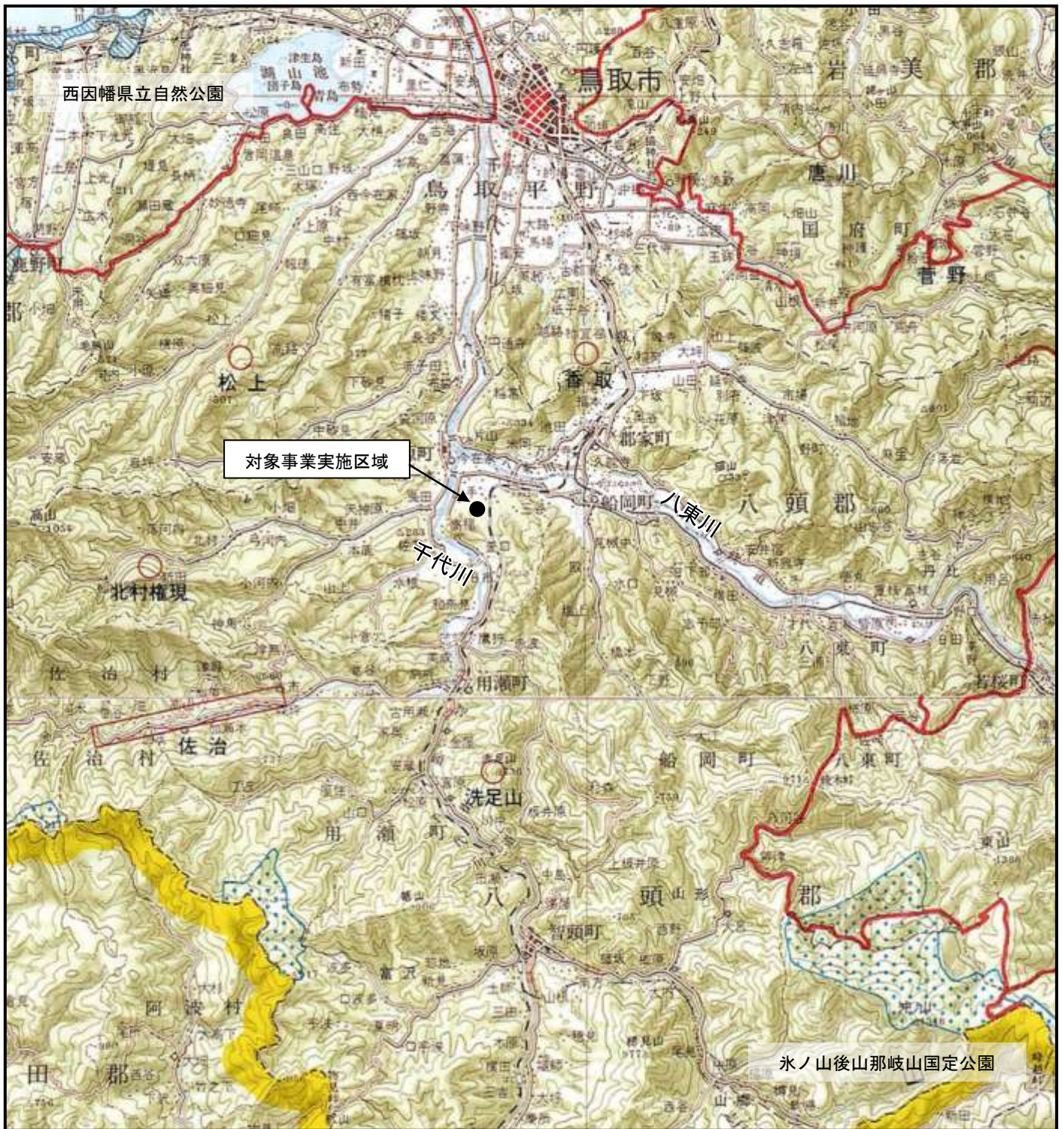
### 2. 自然環境保全法

「自然環境保全法」は、国土全般にわたる自然環境の保全の基本方針を明らかにすること等を目的に制定された。本法は、自然環境保全基本方針の閣議決定、自然環境保全基礎調査の実施等の本法的性格の部分と、自然環境保全地域等の指定の実施法的性格の部分の 2 つから構成されている。

「鳥取県自然環境保全条例」に基づいて、鳥取県の貴重な自然環境を県民の財産・地域の財産として保全し、広く県民が自然環境の恵みを受けるとともに、将来の県民に継承できるよう、自然環境保全地域が指定されており、対象事業実施区域が属する鳥取市では、8 地域が指定を受けている。鳥取県内の自然環境保全地域は表 3-3.29 に、対象事業実施区域周辺の指定状況は図 3-3.1 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、いずれの環境保全地域にも含まれていない。

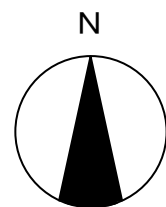




凡 例

- 対象事業実施区域
- ▨ 国定公園
- ▨ 県立公園
- 県自然環境保全地域
- 中国自然歩道

出典) 「鳥取県自然公園、自然環境保全地域等配置図」(鳥取県ホームページ)に加筆



1 : 100,000



図 3-3.1 対象事業実施区域と周囲の環境 (再掲)

表 3-3.29 鳥取県の自然環境保全地域（平成 30 年 3 月 31 日現在）

自然環境 保全 地域名	指定 年月日	関係 市町村名	面積 (ha)									保全 対象	保全対象の具体的内容 その他備考等	野生 動植物 保護地区
			普通地区			特別地区			計					
			国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地			
菅野	S52.4.8	鳥取市	2.00			18.50			20.50			植物の自生地 地形、地質	ミズゴケ等の湿原植物 溶岩台地、氷河期の花粉等を有する泥炭層	○
				2.00		1.00	17.50	0.00	1.00	19.50				
香取	S52.4.8	鳥取市	4.00			3.90			7.90			天然林	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑 広葉樹林	
				4.00			3.90	0.00	0.00	7.90				
松上	S52.4.8	鳥取市	0.00			5.20			5.20			天然林	シイ、サカキ林を主としたヤブツバキクラス域の 常緑広葉樹林	
							5.20	0.00	0.00	5.20				
笏賀	S52.7.29	東伯郡 三朝町	0.00			3.20			3.20			天然林	シイノキ、ウラジロガシ等の常緑広葉樹林とヒノ キーホンシャクナゲ群落	
							3.20	0.00	0.00	3.20				
馬場	S52.7.29	西伯郡 南部町	0.00			3.70			3.70			天然林	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑 広葉樹林	
							3.70	0.00	0.00	3.70				
唐川	S53.5.12 (S63.10.7)	岩美郡 岩美町	0.00			19.40			19.40			植物の自生地、野生動 物の生息地、地形、地 質	カキツバタ等の湿原植物、ハッチョウトンボ、溶 岩台地、花粉、植物化石を有する泥炭層	○
							0.40	19.00	0.00	0.40	19.00			
金華山	S55.12.23	西伯郡 南部町	0.00			6.10			6.10			地形、地質	風化、浸食作用による急崖地崩依、洞窟及び奇岩	
								6.10	0.00	0.00	6.10			
佐治	S59.9.25	鳥取市	24.00			18.80			42.80			地形、地質	河川地形、佐治石	
			1.30	0.10	22.60	16.90		1.90	18.20	0.10	24.50			
洗足山	S62.11.4	鳥取市	9.45			13.55			23.00			植物の自生地	ヒメコマツ、ヒノキ、シャクナゲの群落	
				9.45			13.55		0.00	23.00	0.00			
北村権現	S63.12.20	鳥取市	1.20			1.80			3.00			天然林	アサダ、ヤブツバキ、シナノガキ等のヤブツバキ クラスの自然林	
					1.20	0.20		1.60	0.20	0.00	2.80			
気高殿	H3.9.13	鳥取市	8.60			0.10			8.70			湧水地 天然林	バイカモ等の水草の自生地及びタブノキ、ムクノ キ、スダジイ、ケヤキ、ヤブツバキ等の自然林	
					8.60			0.10	0.00	0.00	8.70			
鹿野河内	H10.11.24	鳥取市	0.00			1.20			1.20			天然林	スダジイ、ウラジロガシ、タブノキ、カゴノキ等 の巨木を有する原生的照葉樹林	
							1.20	0.00	0.00	1.20				
原池	H13.10.12	東伯郡 湯梨浜町	0.40			1.80			2.20			湿原	多種類の湿性植物、トンボ類を中心とした昆虫類、 魚類、鳥類等が生息・生育する潟湖	
			0.30	0.10		1.70		0.10	2.00	0.10	0.10			
神戸上	H13.10.12	日野郡 日南町	0.70			4.60			5.30			湿原	ハンノキを主とする規模の大きな沼沢林（落葉広 葉樹）	
					0.70		4.60		0.00	4.60	0.70			
牧谷	H15.10.24	岩美郡 岩美町	1.20			0.30			1.50			湿原	カキツバタ等の湿原植物、多種類の湿性植物、ト ンボ類を中心とした昆虫類、鳥類等が生育・生息	
					1.20			0.30	0.00	0.00	1.50			
15地域			51.55			102.15			153.70					
			1.60	9.65	40.30	18.80	19.55	63.80	20.40	29.20	104.10			

出典)「都道府県自然環境保全地域内訳表」(環境省ホームページ)



さらに「鳥取市自然保護及び環境保全条例」により、久松山一帯が自然緑地保護地区の指定を受けており、野生動植物を保護するため必要な地区が表 3-3.30 に示すとおり指定されている。

対象事業実施区域及びその周辺は、保護地区として指定されていない。

表 3-3.30 動植物保護地区

名称	保護地区
カジカ（カエル）	野坂川上流（河内～安蔵）
シャクナゲ	安蔵一帯
ヒメハルゼミ	大和佐美命神社（上砂見）、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

出典）鳥取市環境白書（平成 28 年度版）

### 3-3-3 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況

#### 1. 史跡

鳥取県内では、54 の史跡が指定されており、このうち鳥取市内では表 3-3.31 に示すとおり、18 の古墳や城跡等が史跡として指定されている。

対象事業実施区域内には、これら指定を受けた史跡はない。

表 3-3.31 史跡（鳥取市分）

名称	種別	所在地
布勢古墳	史跡(国指定の古墳)	鳥取市布勢
梶山古墳	史跡(国指定の古墳)	鳥取市国府町岡益
因幡国庁跡	史跡(国指定の国庁跡)	鳥取市国府町中郷
栃本廃寺跡	史跡(国指定の社寺跡)	鳥取市国府町栃本
鳥取城跡附太閤ヶ平	史跡(国指定の城跡)	鳥取市東町、栗谷町、百谷、円護寺
鳥取藩主池田家墓所	史跡(国指定の墳墓)	鳥取市国府町奥谷
伊福吉部徳足比売墓跡	史跡(国指定の墳墓)	鳥取市国府町宮下
青谷上寺地遺跡	史跡(国指定の集落跡)	鳥取市青谷町吉川、青谷
空山 2 号古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市香取字瀧ヶ隅上通
空山 1 0 号古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市広岡字奥矢谷
空山 1 5 号古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市久未字空山
空山 1 6 号古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市久未字空山
坊ヶ塚古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市広岡字西矢谷
山ヶ鼻古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市古海字釜ヶ谷
鷺山古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市国府町町屋字鷺山
阿古山 2 2 号古墳	史跡(県指定の古墳)	鳥取市青谷町青谷字横木
天神山城跡	史跡(県指定の城跡)	鳥取市湖山町南三丁目
津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩墓	史跡(国指定の墳墓)	鳥取市気高町

出典) 「とっとり文化財ナビ」(鳥取県教育委員会ホームページ)

#### 2. 名勝

鳥取県内では、18 の名勝、名勝及び史跡又は名勝及び天然記念物が指定されており、このうち鳥取市内では表 3-3.32 に示すとおり、観音院庭園と三滝溪が名勝、摩尼山が国登録記念物、興禅寺庭園が県指定名勝に指定されている。

対象事業実施区域内には、これら指定を受けた名勝はない。

表 3-3.32 名勝（鳥取市分）

名称	種別	所在地
観音院庭園	名勝(国指定の庭園)	鳥取市上町
三滝溪	名勝(県指定の溪流)	鳥取市河原町北村
摩尼山	国登録記念物(国登録の名勝)	鳥取市鳥取市覚寺字一本松 624 番ほか
興禅寺庭園	県指定名勝(県指定の庭園)	鳥取市栗谷町

出典) 「とっとり文化財ナビ」(鳥取県教育委員会ホームページ)

### 3. 天然記念物

鳥取県内では、76 の特別天然記念物及び天然記念物が指定されており、このうち鳥取市内では表 3-3.33 に示すとおり、28 の生物や地質・鉱物等が天然記念物として指定されている。

対象事業実施区域内には、これら指定を受けた天然記念物はない。

オオサンショウウオについては地域が定められていないが、本環境影響評価の現地調査において、対象事業実施区域周辺での生息は確認されなかった。

表 3-3.33 天然記念物（鳥取市分）

名称	種別	所在地
倉田八幡宮社叢	天然記念物(国指定の植物)	鳥取市馬場
大野見宿禰命神社社叢	天然記念物(国指定の植物)	鳥取市徳尾
白兔神社樹叢	天然記念物(国指定の植物)	鳥取市白兔
松上神社のサカキ樹林	天然記念物(国指定の植物)	鳥取市松上
鳥取砂丘	天然記念物(国指定の地質・植物)	鳥取市浜坂 鳥取市福部町湯山
キマダラルリツバメチョウ生息地	天然記念物(国指定の動物)	鳥取市東町 長田神社、鳥取市栗谷町 興禅寺、鳥取市上町 樗谿公園
ハマナス自生南限地帯	天然記念物(国指定の植物)	鳥取市白兔
ナウマンゾウ牙 萩沖日本海底産	天然記念物(県指定の地質鉱物)	鳥取市東町 2 丁目 123 県立博物館
矢矯神社社叢	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市矢矯
意上奴神社社叢	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市香取
桂見の「二十世紀」ナン親木	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市桂見
高岡神社社叢	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市国府町高岡
菅野ミズゴケ湿原	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市国府町菅野
坂谷神社社叢	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市福部町栗谷
弓河内の大シダレザクラ	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市河原町弓河内
落河内の大キリシマ	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市河原町北村
長瀬の大シダレザクラ	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市河原町長瀬
落河内のカツラ	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市河原町北村
犬山神社社叢	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市用瀬町宮原
田岡神社のツバキ樹林	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市佐治町津無
相屋神社社叢	天然記念物(県指定の植物)	鳥取市青谷町青谷
扇ノ山の火山弾	天然記念物(県指定の地質鉱物)	鳥取市東町 2 丁目 124 県立博物館
ナウマンゾウ牙 温泉津沖日本海底産	天然記念物(県指定の地質鉱物)	鳥取市東町 2 丁目 124 県立博物館
辰巳峠の植物化石産出層	天然記念物(県指定の地質鉱物)	鳥取市佐治町栃原不動山国有林
鹿野地震断層の痕跡	天然記念物(県指定の地質鉱物)	鳥取市鹿野町未用
和奈見と塩上の枕状溶岩	天然記念物(県指定の地質鉱物)	鳥取市河原町和奈見 八頭郡八頭町塩上
赤波川溪谷のおう穴群	天然記念物(県指定の地質鉱物)	鳥取市用瀬町赤波
オオサンショウウオ	特別天然記念物(国指定の動物)	地域を定めず

出典) 「とっとり文化財ナビ」(鳥取県教育委員会ホームページ)

#### 4. 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周辺では、平成13年度及び平成14年度に埋蔵文化財のトレンチ調査がなされている。平成13年度の調査地点は図3-3.2に、調査結果は表3-3.34に示すとおりである。また、平成14年度の調査地点は図3-3.3に、調査結果は表3-3.35に示すとおりである。

[平成13年度調査]

対象事業実施区域内の調査地点であるTE-1~8（対象事業実施区域内の尾根筋部分）からは3地点で土杭状の落ち込みが検出されたものの遺物は出土していない。南側の調査地点からは遺構や遺物が出土しており、工事実施前に鳥取市教育委員会と協議する必要がある。

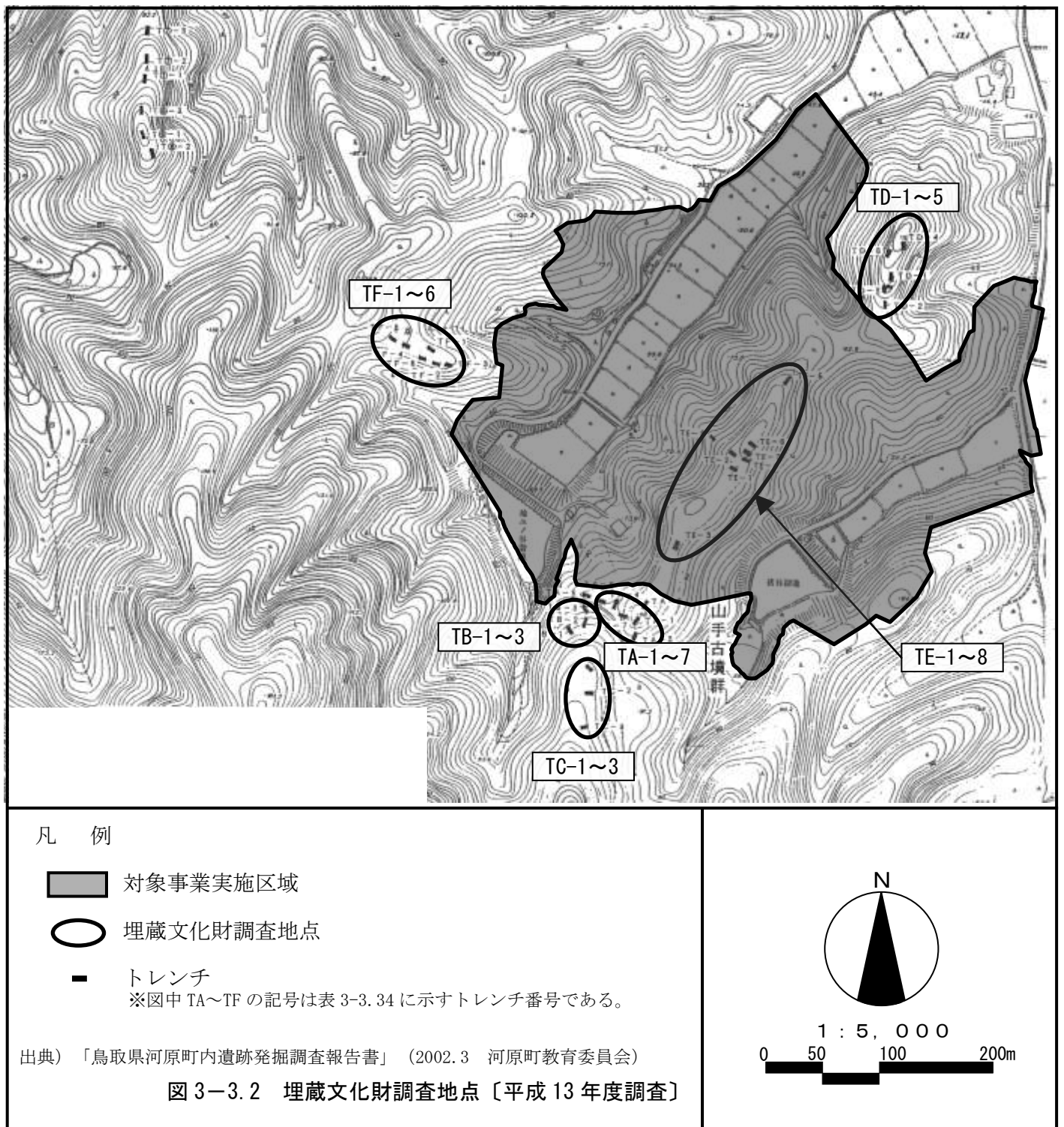




表 3-3.34 埋蔵文化財調査結果〔平成 13 年度調査〕

区分	トレンチ番号	遺構	遺物	対象事業実施区域との位置関係
山手古墳群	TA-1	周溝	須恵器	対象事業実施区域外
	TA-2	周溝	なし	
	TA-3	なし	なし	
	TA-4	なし	土師器・須恵器	
	TA-5	ピット・周溝	須恵器	
	TA-6	周溝	須恵器	
	TA-7	周溝	須恵器	
	TB-1	周溝	なし	対象事業実施区域外
	TB-2	周溝	須恵器	
	TB-3	周溝	土師器・須恵器	
	TC-1	なし	なし	対象事業実施区域外
	TC-2	なし	なし	
	TC-3	なし	なし	
	TD-1	なし	なし	対象事業実施区域外
	TD-2	なし	なし	
	TD-3	なし	なし	
	TD-4	なし	なし	
	TD-5	なし	なし	
	TE-1	なし	なし	対象事業実施区域内
	TE-2	なし	なし	
	TE-3	なし	なし	
	TE-4	土坑	なし	
	TE-5	なし	なし	
	TE-6	なし	なし	
	TE-7	土坑	なし	
	TE-8	土坑	なし	
	TF-1	なし	なし	対象事業実施区域外
	TF-2	なし	なし	
TF-3	なし	なし		
TF-4	なし	なし		
TF-5	なし	なし		
TF-6	なし	なし		

出典) 「鳥取県河原町内遺跡発掘調査報告書」(2002.3 河原町教育委員会)

[平成 14 年度調査]

対象実施区域内の調査地点のうち、遺構については1地点でピット（4箇所）が、1地点で竪穴住居の焼土が検出され、遺物については1地点で須恵器、1地点で石鏃・土師器・須恵器が検出されている。

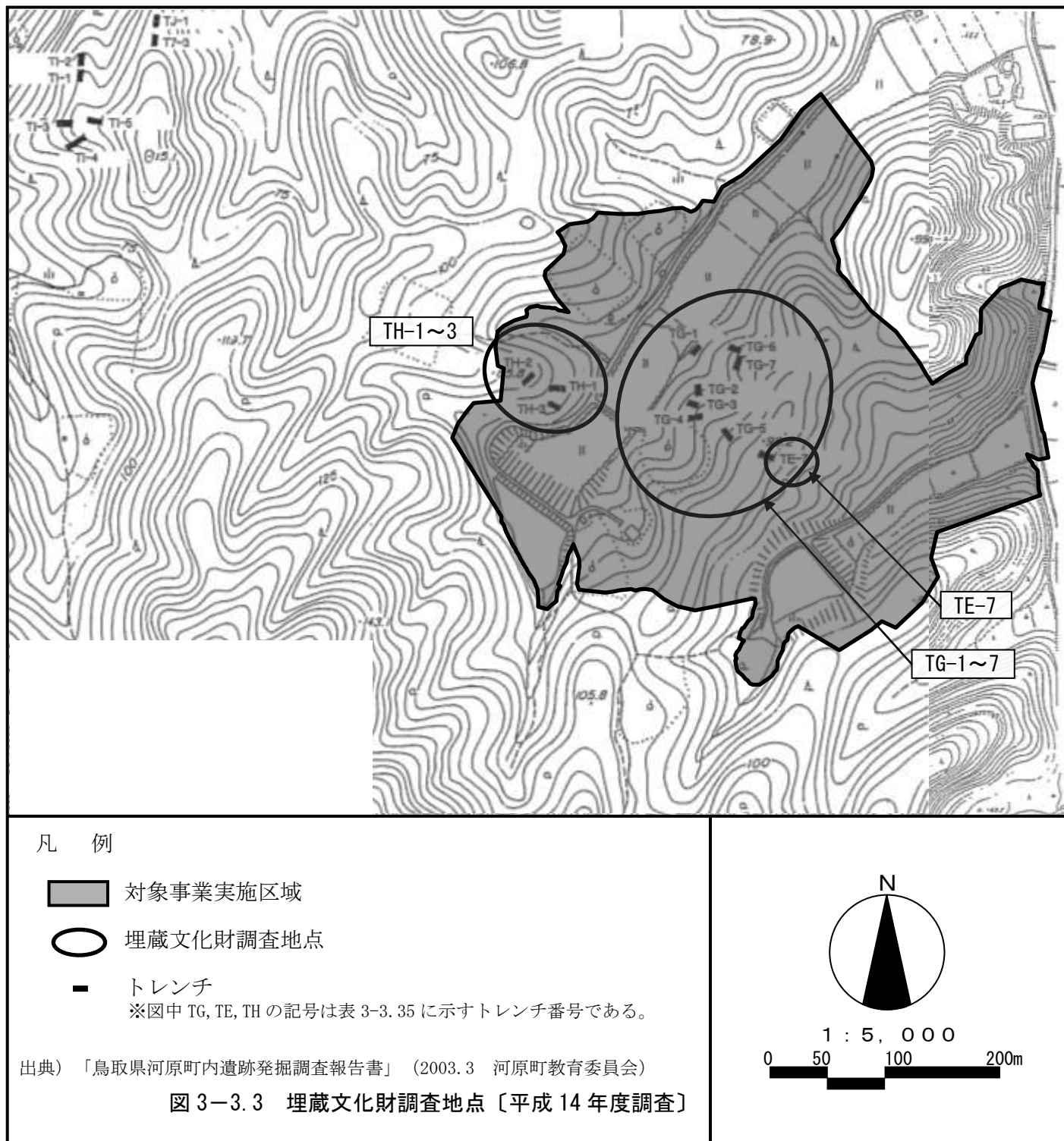


表 3-3.35 埋蔵文化財調査結果〔平成 14 年度調査〕

区分	トレンチ番号	遺構	遺物	対象事業実施区域との 位置関係
山手古墳群	TG-1	なし	土師器	対象事業実施区域内
	TG-2	なし	なし	
	TG-3	なし	なし	
	TG-4	なし	なし	
	TG-5	なし	なし	
	TG-6	なし	なし	
	TG-7	なし	なし	
	TE-7	なし	なし	対象事業実施区域内
	TH-1	なし	須恵器	対象事業実施区域内
	TH-2	ピット	なし	
	TH-3	竪穴	石鏃・土師器・須恵器	

出典) 「鳥取県河原町内遺跡発掘調査報告書」(2003.3 河原町教育委員会)

対象事業実施区域では、平成 28 年度及び平成 29 年度に埋蔵文化財の追加調査がなされている。

平成 28 年度の調査地点は図 3-3.3' に、調査結果は表 3-3.35' (1)、(2)に示すとおりである。また、平成 29 年度の調査地点は図 3-3.3'' に、調査結果は表 3-3.35'' に示すとおりである。

[平成 28 年度調査]

対象事業実施区域内の調査地点であるⅠ区（山手 19 号墳）からは竪穴建物が確認され、須恵器片や土師器片が出土している。また、Ⅱ区（山手 15 号墳～18 号墳）からは古墳の周溝や土坑などが確認され、須恵器片や土師器片が出土している。

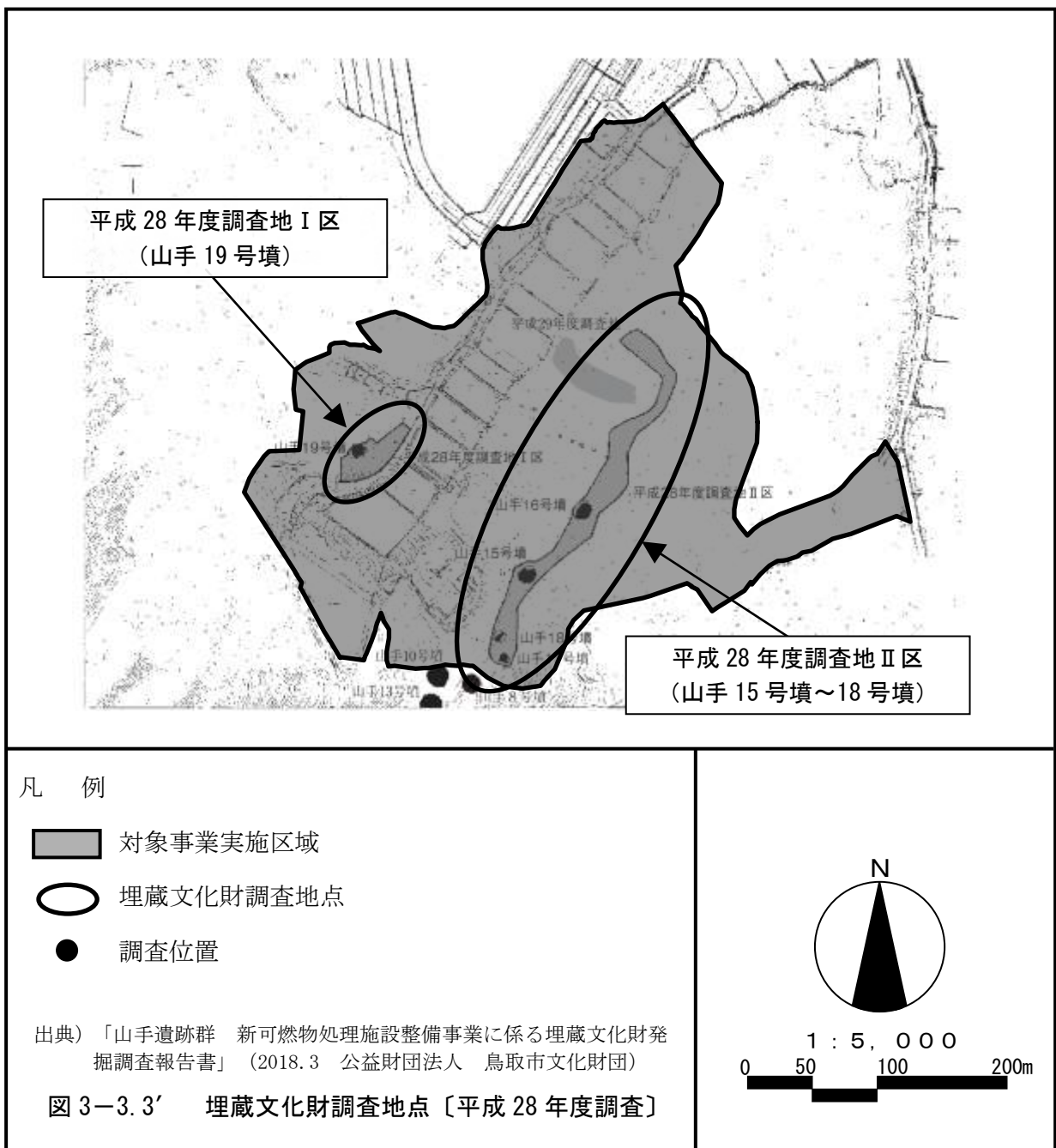


表 3-3.35' (1) 埋蔵文化財調査結果〔平成 28 年度調査〕

調査地	名 称	平面形	断面形	規模(m)			面積 (㎡)	主軸方向	出土遺物など
				長 軸	短 軸	深 さ			
I 区	SI-1	隅丸方形	逆台形	6.35	4.80	0.33	30.48	N-30°-W	土師器・灰土器
	SI-2	円形	—	(4.95)	—	—	—	—	—

調査地	名 称	平面形	断面形	規模(cm)			埋葬方法	主軸方向	出土遺物など
				長 軸	短 軸	深 さ			
I 区	中世墓	隅丸長方形	逆台形	159	131	82	土葬墓	N-60°-W	土師器

調査地	名 称	平面形	断面形	規模(cm)			主軸方向	出土遺物など	備 考
				長 径	短 径	深 さ			
I 区	SK-1	不整楕円形	—	176	80	32	—	—	SI-1
	SK-1	不整円形	すり鉢状	126	123	32	—	—	底面ビット有
II 区	SK-2	不整円形	逆台形	81	68	28	—	—	底面ビット有
	SK-3	不整円形	すり鉢状	72	67	22	—	—	底面ビット有
	SK-4	不整円形	すり鉢状	96	96	29	—	—	底面ビット有
	SK-5	不整円形	逆台形	88	80	34	—	—	底面ビット有
	SK-6	不整長方形	逆台形	103	75	76	—	—	—
	SK-7	不整長方形	逆台形	(234)	63	32	N-35°-W	—	—
	SK-8	不整長方形	逆台形	167	131	30	—	—	底面ビット有
	SK-9	不整長方形	逆台形	144	81	115	—	—	底面ビット有
	SK-10	不整円形	U字形	86	71	70	—	—	底面ビット有
	SK-11	不整長方形	U字形	84	64	58	—	—	底面ビット有
	SK-12	不整楕円形	逆台形	121	102	35	—	—	底面ビット有
	SK-13	不整長楕円形	—	570	264	170	N-30°-W	—	—
	SK-14	不整円形	逆台形	(124)	(121)	125	—	—	底面ビット有
	SK-15	不整円形	逆台形	182	154	34	—	—	—
	SK-16	不整円形	皿状	150	137	48	—	—	—
SK-17	不整楕円形	皿状	168	114	35	—	—	—	
SK-18	不整円形	皿状	169	145	44	—	—	底面ビット有	

調査地	名 称	平面形	断面形	規模(cm)			出土遺物など	備 考
				長 径	短 径	深 さ		
I 区	P-1	不整円形	—	35	30	37	土師器(蓋)	—
	P-2	不整円形	U字形	20	20	36	—	—
	P-3	不整円形	逆台形	22	20	21	—	—
	P-4	不整円形	逆台形	37	30	31	—	—
	P-5	不整円形	逆台形	32	29	39	—	—
	P-6	不整円形	—	35	29	44	—	—
	P-7	不整円形	U字形	32	29	38	—	—
	P-8	不整楕円形	すり鉢状	72	50	32	—	—
	P-9	不整円形	逆台形	28	22	37	—	—
	P-10	不整円形	逆台形	33	29	45	—	—
	P-11	不整円形	逆台形	36	32	50	—	—
	P-12	不整円形	皿状	24	22	9	—	—
	P-13	不整円形	逆台形	28	25	28	—	—
	P-14	不整円形	—	20	18	39	—	—
	P-15	不整円形	逆台形	30	28	34	—	—
	P-16	不整円形	逆台形	25	23	23	—	—
	P-17	不整円形	皿状	48	41	8	—	SI-1
	P-18	不整円形	逆台形	20	17	14	—	SI-1
	P-19	不整楕円形	—	39	31	66	—	SI-1
	P-20	不整楕円形	逆台形	17	13	23	—	SI-1
	P-21	不整円形	皿状	36	23	13	—	SI-1
	P-22	不整円形	皿状	15	14	7	—	SI-1
	P-23	不整楕円形	碗状	24	8	11	—	SI-1
	P-24	不整円形	皿状	25	21	12	—	SI-1
	P-25	不整円形	逆台形	29	28	63	—	SI-1
	P-26	不整楕円形	—	26	15	14	—	SI-1
	P-27	不整円形	—	34	29	26	—	SI-1
	P-28	不整円形	逆台形	15	14	17	—	SI-1
	P-29	不整楕円形	—	54	44	67	—	SI-2
	P-30	不整円形	逆台形	13	12	7	—	SI-2
II 区	P-1	不整円形	すり鉢状	27	24	8	—	—
	P-2	不整楕円形	—	40	35	43	—	—
	P-3	不整円形	碗状	31	30	47	—	—
	P-4	不整円形	—	77	63	69	—	—
	P-5	不整円形	逆台形	82	(64)	31	—	—
	P-6	不整円形	すり鉢状	(42)	34	38	—	—
	P-7	不整円形	すり鉢状	37	27	13	—	—

出典) 「山手遺跡群 新可燃物処理施設整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書」

(2018.3 公益財団法人 鳥取市文化財団)

表 3-3.35' (2) 埋蔵文化財調査結果〔平成 28 年度調査〕

調査地	名称	墳丘平面形	墳丘規模(m)			主軸方向	埋葬施設など							出土遺物	
			南北	東西	高さ		主体部	埋葬方法	墓壇規模(m)				棺規模(m)		
									長軸	短軸	深さ	主軸方向	長軸		短軸
I 区	山手 19号墳	円形?	(8.8)	0.3	N-60°-W	主体部	横穴式石室	(3.30)	3.10	0.82	N-33°-W	—	(0.83)	須恵器・土師器・鉄鏃・耳環	
						主体部	石棺	(2.14)	(0.74)	0.21	N-50°-W	—	(0.30)		土師器
II 区	山手 15号墳	方形	(10.1)	(14.9)	(0.4)	N-74°-W	主体部	木棺直葬	2.73	1.38	0.44	N-48°-W	2.06	0.66	—
	山手 16号墳	円形	(13.6)	(10.5)	(0.4)~(0.7)	N-11°-W	第1主体部	直葬	2.42	1.73	0.67	N-8°-E	—	—	—
							第2主体部	直葬	2.54	1.75	0.36	N-27°-W	—	—	—
	山手 17号墳	円形	(5.9)	(4.9)	(1.0)	N-18°-W	主体部	木棺直葬	1.80	1.02	0.25	N-64°-W	1.24	0.56	—
山手 18号墳	円形	(8.8)	(5.2)	(1.0)	N-26°-W	主体部	直葬	1.89	0.99	(0.40)	N-27°-W	—	—	—	

出典) 「山手遺跡群 新可燃物処理施設整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書」

(2018.3 公益財団法人 鳥取市文化財団)

[平成 29 年度調査]

対象実施区域内の調査地点である第 1 遺構面からは土杭 5 基、ピット状遺構 106 基が確認され、古墳時代後期、古代後半及び中世前半とみられる遺物がそれぞれ 1 点ずつ出土している。また、第 2 遺構面からは竪穴建物跡 1 棟と壇上遺構 1 基が確認されている。

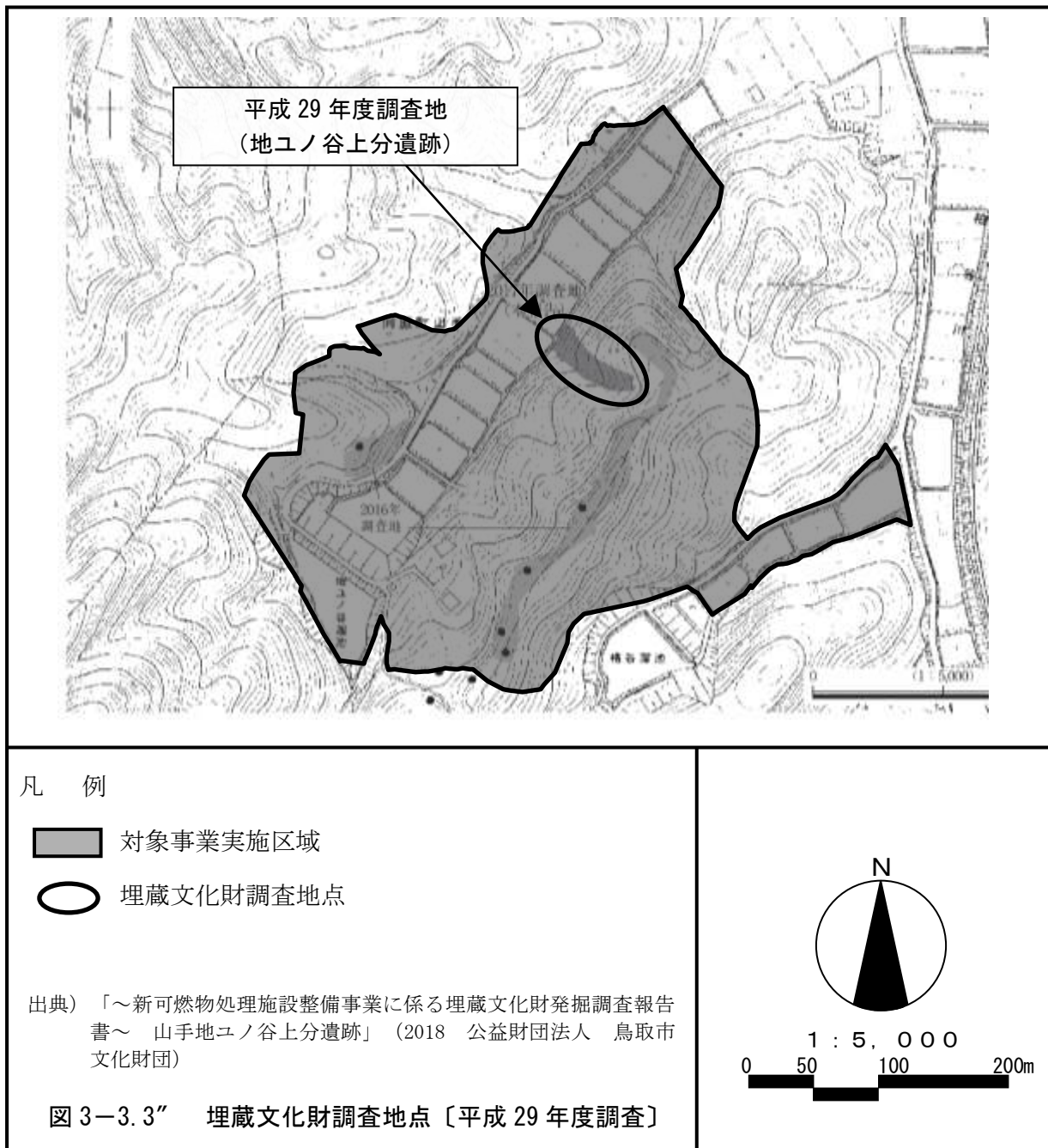




表 3-3. 35” 埋蔵文化財調査結果〔平成 29 年度調査〕

土坑

遺構名	グリッド	平面形	長径 cm	短径 cm	深さ cm	底部標高 m	主軸方向	遺物・備考
SK-01	B2N	小整丸方	71.0	70.5	41.0	66.87	N-81.0°-E	
SK-02	B1S	不整楕円	96.5	59.0	152.5	63.50	N-79.5°-E	溝とし穴
SK-03	A3N	不整楕円	73.0	46.5	35.7	60.93	N-75.0°-W	
SK-04	A2S	不整楕円	138.5	70.0	53.0	58.15	N-66.0°-E	
SK-05	A2S	不整楕円	190.5	80.5	131.0	57.54	N-74.0°-W	須恵器・土師器片

ピット状遺構

( ) 遺存値

遺構名	グリッド	長径 cm	深さ cm	底部標高 m	遺物・備考	遺構名	グリッド	長径 cm	深さ cm	底部標高 m	遺物・備考
P-01	B3S	23.5	28.0	71.25		58	B0S	55.5	24.3	64.59	土師器片
02	B3S	14.0	18.0	70.90		59	B0S	39.0	15.0	64.44	
03	B3S	22.0	27.5	70.87		60	B0S	83.0	21.0	64.30	土師器片
04	B3S	42.0	28.5	71.30		61	B0S	39.0	13.0	64.50	
05	B3S	48.0	29.5	70.14		62	B0S	16.5	9.0	64.46	
06	B3N	36.0	54.5	68.66		63	B0S	50.0	24.0	64.01	
07	B2N	21.0	12.0	69.02		64	B0S	33.5	27.3	63.78	
08	B2N	24.0	8.5	68.43		65	A4N	22.0	16.5	64.40	土師器片
09	B2N	18.0	18.0	67.82		66	A4N	38.5	13.0	63.71	須恵器口縁片
10	B2N	53.5	29.0	67.52		67	A4N	(29.0)	16.2	63.10	
11	B2N	30.5	23.1	67.08		68	A3N	40.5	28.0	62.02	
12	B2N	32.5	13.5	67.23		69	A3N	48.0	28.0	61.73	
13	B2N	(30.0)	65.7	66.30		70	A3N	55.5	18.0	62.35	
14	B2S	34.0	25.7	67.59		71	A3N	46.0	(13.0)	62.29	
15	B2S	45.0	26.0	66.57		72	A3N	32.5	21.0	61.20	
16	B2S	16.5	17.5	66.88		73	A3N	38.0	22.4	60.62	須恵器杯身片・土師器片
17	B2S	(19.0)	(14.0)	66.83		74	A3N	34.5	27.0	60.44	須恵器・土師器片
18	B1S	103.5	60.5	66.80		75	A3N	37.5	18.0	60.79	土師器片
19	B1S	27.5	34.6	66.66		76	A3S	47.5	20.0	62.19	
20	B1S	20.5	19.5	67.01		77	A3S	36.0	35.0	60.39	
21	B1S	15.0	11.0	67.24		78	A3S	(35.5)	33.7	60.14	
22	B1S	13.5	13.5	66.94		79	A3N	31.0	15.0	60.29	
23	B1S	26.0	16.0	66.90		80	A3N	32.0	24.5	60.28	
24	B1S	16.0	9.0	66.45		81	A3N	(28.0)	(14.5)	60.26	
25	B1N	(18.0)	(52.0)	(66.06)		82	A2N	30.0	17.0	58.70	
26	B2N	(20.5)	31.0	66.75		83	A2N	42.0	33.8	57.60	
27	B1N	32.5	19.2	66.27		84	A1N	51.0	25.3	54.95	土師器片
28	B1N	27.5	18.6	66.08		85	A2S	(63.5)	31.0	58.89	
29	B1N	33.5	27.7	65.75		86	A2S	(59.0)	(33.0)	(58.92)	
30	B1N	28.0	18.0	66.02		87	A2S	(20.0)	14.5	59.10	
31	B2N	20.0	19.1	68.43		88	A2S	26.5	39.5	58.74	
32	B2N	38.5	62.0	67.60		89	A2S	(22.5)	(15.5)	(58.85)	
33	B2S	29.5	16.4	67.61		90	A2S	25.0	21.0	58.59	
34	B1S	31.5	31.8	66.23		91	A2S	(23.5)	16.5	58.59	
35	B1N	30.0	20.6	65.46		92	A2S	(28.0)	25.5	58.47	
36	B1N	38.5	17.0	65.28		93	A2S	(51.5)	(35.0)	(58.45)	
37	B1N	38.5	35.5	64.87		94	A2S	59.5	33.0	58.73	
38	B1N	47.0	17.5	64.78		95	A2S	26.5	11.0	58.79	
39	B1N	30.5	13.0	65.21		96	A2S	31.5	9.0	57.91	
40	B1N	66.0	16.0	65.15	右横 13MS1	97	A2S	28.0	11.5	57.81	
41	B1N	65.5	15.0	64.92	土師器片	98	A2S	63.0	20.5	58.59	
42	A4N	43.5	25.6	64.67		99	A1S	31.5	15.0	57.05	
43	A4N	40.5	(54.5)	64.49	須恵器・土師器片 18回7	100	A1S	30.0	16.8	56.80	
44	A4S	(27.0)	(80.4)	(64.10)		101	A1S	23.0	14.0	56.09	
45	A4S	(54.0)	(30.1)	(64.50)	須恵器口縁片 18回7	102	A1S	29.5	14.5	55.45	
46	B1S	40.0	18.5	65.75		103	A1S	36.0	14.5	55.33	
47	B1S	22.5	10.5	65.48		104	A1S	34.0	21.3	56.86	
48	B1S	24.5	14.0	65.54		105	A2S	26.5	45.7	56.70	
49	B1S	36.0	21.0	65.40		106	A1N	48.5	30.5	55.05	土師器口縁片
50	B0S	66.0	33.5	65.25		107	A1N	52.0	53.3	54.87	SI-01 土師器片
51	B0S	22.0	17.0	65.47		108	A1N	44.5	54.5	54.84	SI-01 須恵器・土師器片
52	B0S	46.0	14.0	65.30	須恵器口縁片	109	A1N	24.5	20.6	55.11	SI-01
53	B0S	(52.0)	21.5	65.28	土師器口縁片	110	A1N	39.0	4.6	55.14	SI-01 土師器片
54	B0S	30.0	10.0	65.15	土師器片	111	A1N	53.0	49.0	54.64	SI-01 表鏡 15回F1・土師片
55	B0S	41.0	26.0	65.05	土師器片	112	A1N	33.0	31.9	54.85	SI-01 土師器片
56	B0S	32.5	15.0	64.90		113	A1N	36.0	10.0	55.17	SI-01
57	B0S	43.0	25.0	64.72		114	A1N	54.0	44.5	54.79	SI-01

出典) 「～新可燃物処理施設整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書～ 山手地ユノ谷上分遺跡」

(2018 公益財団法人 鳥取市文化財団)

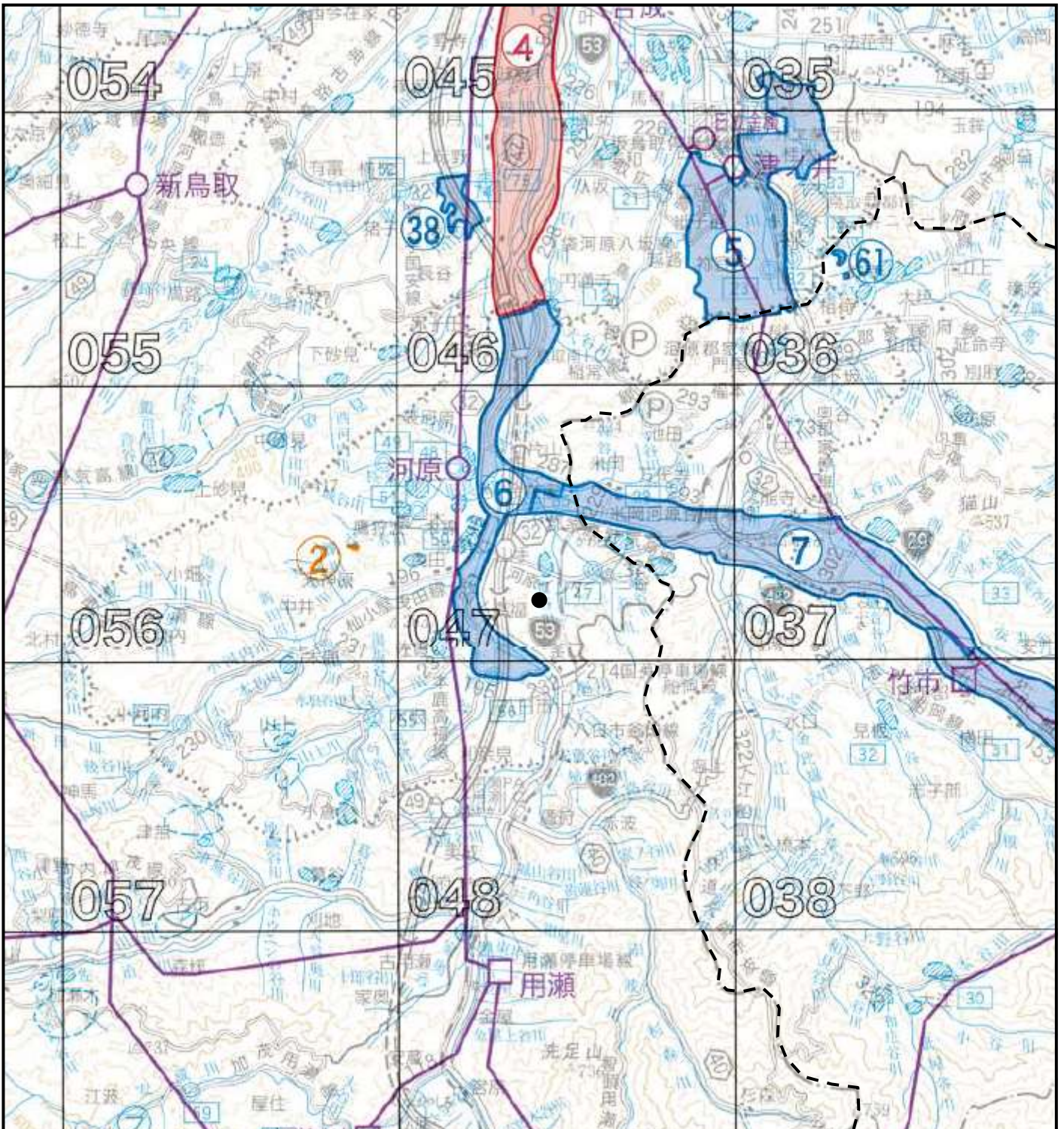


### 3-3-4 鳥獣保護区の指定状況

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の定める特別保護区域内で土地造成や建築物の新築、改築、増築や水面の埋立等鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合は、環境大臣若しくは県知事の許可が必要となる。

対象事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区等の指定状況は、図3-3.4に示すとおりである。

対象事業実施区域は鳥獣保護区等の指定はないが、特定猟具（銃器）使用禁止区域として北西の千代川の一部（図中⑥）、北東の郡家船岡八東川の一部（図中⑦）が指定されている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町界
- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 指定猟法禁止区域(鉛散弾銃猟)
- 自然公園特別保護地区
- 重要送電線路位置

出典) 「平成 29 年度鳥取県鳥獣保護区等位置図」(鳥取県ホームページ)に加筆

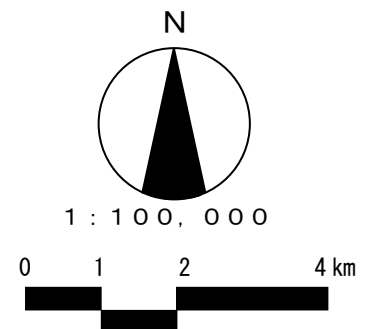


図 3-3.4 鳥獣保護区等位置図



### 3-3-5 景観に係る指定状況

鳥取市では、一定規模以上の建築行為等に対して届出義務を課して適切な景観誘導を図ることを目的として、「鳥取市景観形成条例」を定めている。また、景観法の規定及び本条例に基づき、「鳥取市景観計画」を策定している。本計画は、鳥取市全域を対象としたものであり、特に景観に対し配慮を払うべき区域として景観形成重点区域を定めている。指定状況は、図3-3.5に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は、景観形成重点区域には指定されていない。



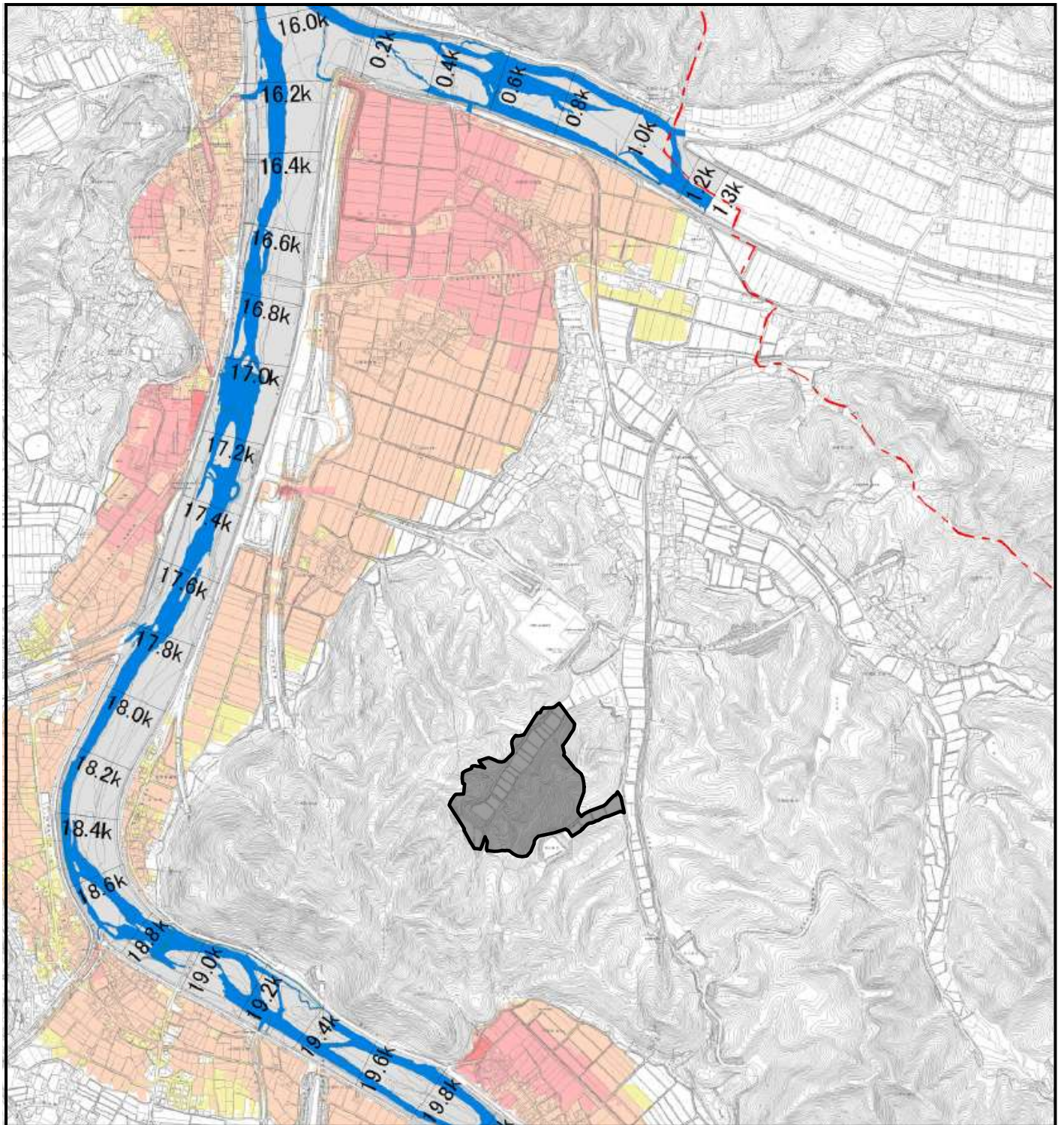
出典) 「鳥取市景観計画概要版」鳥取市ホームページ

図 3-3.5 景観計画区域と対象事業実施区域の位置

### 3-3-6 防災に係る指定の状況

国土交通省では、千代川が氾濫した場合の浸水想定区域図を作成している。また、鳥取県では、土砂災害危険箇所等を鳥取県地理情報公開システム「とっとりWebマップ」で公開している。

対象事業実施区域と浸水想定区域との位置関係は図3-3.6に、土砂災害危険箇所等との位置関係は図3-3.7に示すとおりである。対象事業実施区域は、いずれの区域にも該当していない。

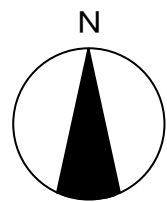


凡 例

■ 対象事業実施区域

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域



出典) 「千代川水系千代川 洪水浸水想定区域図（計画規模）」  
 (鳥取河川国道事務所ホームページ) に加筆

図 3-3.6 千代川氾濫時浸水想定区域図



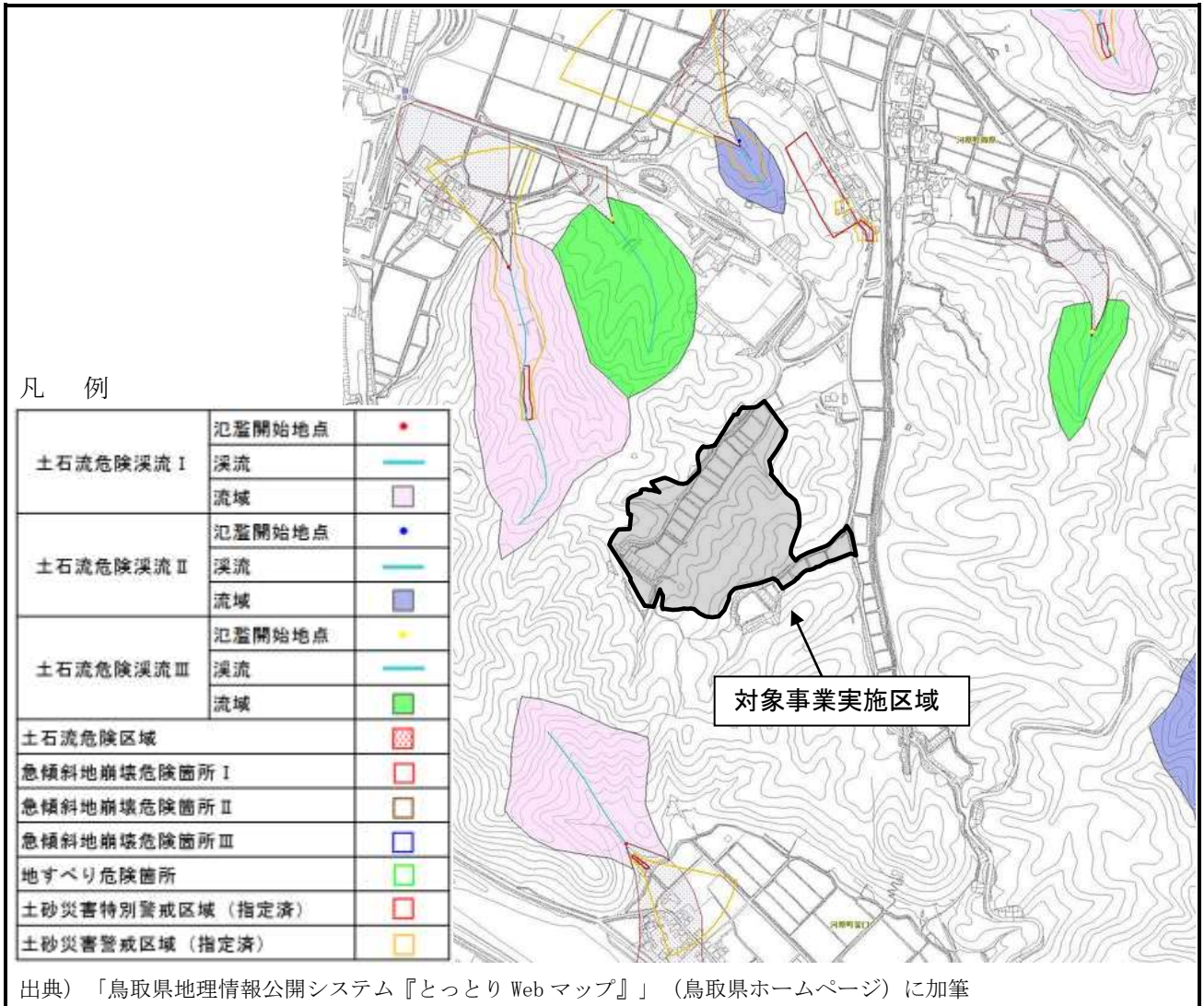


図3-3.7 土砂災害危険箇所等位置図

